

# 社会福祉法人現況報告書

## 平成 28 年4月1日現在

### I 基本情報

所轄庁	市										
法人名	社会福祉法人叡徳福祉会		主たる事務所の所在地	〒 451 - 0021 名古屋市西区天塚町一丁目28番地		電話番号	052 - 531 - 3858		FAX番号	052 - 531 - 3864	
ホームページアドレス	http://www.akebonohoikuen.com		メールアドレス	info@akebonohoikuen.com		設立認可年月日	昭和63年6月23日		設立登記年月日	昭和63年7月1日	
代表者	氏名	年齢	住所		職業	就任年月日					
	西村 直美	非公表	非公表			あけぼの保育園管理保育士/叡徳福祉会理事長	平成20年5月1日				

### II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態	
							各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施
児童福祉	第一種							
	第二種	保育所	公表	名古屋市西区天塚町1丁目28番地	昭和63年7月1日			
老人福祉	第一種							
	第二種							
障害者福祉	第一種							
	第二種							
その他	第一種							
	第二種							

公益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
1 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業 2 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業 3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業 4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業 5 入所施設からの退院・退所を支援する事業 6 子育て支援に関する事業 7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業 8 ボランティアの育成に関する事業 9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等) 10 社会福祉に関する調査研究等 11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業 12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、地域支援事業を市町村から受託する事業 13 有料老人ホーム 14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業 15 公益的の事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業 16 その他 ( )					
収益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル 2 駐車場の経営 3 公共的、公共的施設内の売店の経営 4 その他 ( )					
その他の事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免 2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施 3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施 4 災害時における各種支援活動の実施 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施 6 他法人との連携による人材育成事業 7 その他 ( )					

Ⅲ 組織

理事	定員	現員																			
	6	6	役職	氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			資格				施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事報酬 (職員と兼務の場合は支給方法)				理事会への出席回数		
	親族	他の社会福祉法人の役員					その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	施設長	その他	理事報酬・職員給与ともに支給	理事報酬のみ支給		職員給与のみ支給	支給なし					
理事長	西村 直美	あけぼの保育園管理保育士/叡徳福祉会理事長	H27.4.1 ~ H29.3.31	○			○				○					○			3		
理事	西村 令司	あけぼの保育園施設長	H27.4.1 ~ H29.3.31	○			○			○			○					○		3	
理事	伊東 世光	天使保育園施設長	H27.4.1 ~ H29.3.31		○		○			○								○		3	
理事	粟野 寛	無職	H27.4.1 ~ H29.3.31						○			○							○		3
理事	尾崎 良忠	社会保険労務士	H27.4.1 ~ H29.3.31		○							○							○		3
理事	水野 鉄子	無職	H27.4.1 ~ H29.3.31						○										○		3

  

監事	定員	現員																	
	2	2	氏名	職業	任期	資格							施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	監事報酬		理事会への出席回数			
	財務諸表等を監査し得る者					社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	その他	支給あり	支給なし									
公認会計士、税理士	弁護士	会社等の監査役、経理責任者等									その他								
	林 千代子	税理士	H27.4.1 ~ H29.3.31	○								○				○			3
	近藤 謙治	みなみ福祉会理事長	H27.4.1 ~ H29.3.31						○	○	○					○			3

	定員		現員																	
	氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			理事の親族	資格					施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事との兼務	職員との兼務	評議員への出席回数				
				親族	他の社会福祉法人の役員	その他		社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	地域の代表者	施設長	利用者の家族の代表					その他			
評議員			～																	
			～																	
			～																	
			～																	
			～																	
			～																	
			～																	
			～																	
			～																	
			～																	
施設長	施設名		氏名		就任年月日		法令等に定める資格の有無													
	あけぼの保育園		西村令司		H23.4.1		有													
職員	常勤専従	常勤兼務		非常勤																
		換算数		換算数																
	法人本部																			
	施設	23			4	0.8														
理事会	開催年月日		出席者数	書面出席者数	監事出席の有無	決議事項														
	H27.6.27		6	0	有	1. 平成26年度決算報告について														
	H27.8.10		6	0	有	1. 認可定員及び利用定員の変更について														
	H28.3.26		6	0	有	1. 平成28年度 事業計画及び予算の承認について														
評議員会	開催年月日		出席者数	監事出席の有無	決議事項															
監事監査	監査年月日		監査者		監査報告の有無	指摘事項					改善事項									
	H28.6.13		林千代子・近藤謙治		有	特になし														

IV 資産管理

平成 26 年3月31日現在

不動産 の所有 状況	所在地	面積	評価額(千円)	担保提供の状況					
				提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	所轄庁の 承認の有 無	
基本 財産	土地	名古屋市西区天塚町一丁目28番	277.68	106,290					
	土地	名古屋市西区天塚町一丁目26番	165.28	32,514					
	建物	名古屋市西区天塚町一丁目28番	437.74	3,068					
		名古屋市西区天塚町一丁目26番の1	296.87	80,074					
運用 財産	土地								
	建物								
公益 事業 用 財産	土地								
	建物								
取 益 事 業 用 財 産	土地								
	建物								

V その他

										平成 28	年4月1日現在
情報公開	定款	役員名簿	評議員名簿	財産目録	事業計画書	事業報告書	役員報酬規程	第三者評価結果	苦情処理結果		
	インターネット	法人HP	公表していない		公表していない	公表していない			公表していない		
	広報誌										
	新聞										
	前々年度の財務諸表				前年度の財務諸表						
	貸借対照表	資金収支計算書	事業活動計算書 (事業活動収支計算書)	貸借対照表	資金収支計算書	事業活動計算書 (事業活動収支計算書)					
				公表方法(予定)	公表時期(予定)	公表方法(予定)	公表時期(予定)	公表方法(予定)	公表時期(予定)		
	インターネット	法人HP	法人HP	法人HP	法人HP	7~9月	法人HP	7~9月	法人HP	7~9月	
	広報誌				公表予定なし		公表予定なし		公表予定なし		
	新聞				公表予定なし		公表予定なし		公表予定なし		
外部監査	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	
		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)	
	公認会計士										
	監査法人										
	税理士										
	その他										
指摘事項											
第三者評価	受審施設・事業所名		平成	年度	平成	年度	平成	年度			
				費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)			

											平成 27	年3月31日現在
準拠している会計基準	社会福祉法人新会計基準	社会福祉法人旧会計基準	経理規程準則	指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針	訪問看護会計・経理準則	介護老人保健施設会計・経理準則	授産会計基準	就労会計基準	病院会計準則	企業会計基準	その他	
	○											(26.4.1新会計基準へ移行)



5. 関連当事者との取引の内容

種類	法人等の名称	住所	資産総額(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員等の兼務等	事業上の関係				

6. 地域の福祉ニーズへの対応状況

事業概要	実施の有無	事業開始年度	本年度支出額(千円)
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免			
2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施			
3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施			
4 災害時における各種支援活動の実施			
5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施			
6 他法人との連携による人材育成事業			
7 その他 ( )			

(注)「本年度支出額」については、当該事業に対する費用として、明確に算定出来る場合に限り記載しており、明確に算定出来ない場合は「－」を記載している。

# 貸借対照表

平成28年 3月31日現在

社会福祉法人叡徳福祉会

(単位：円)

資 産 の 部			
勘定科目	当年度末	前年度末	増減
流動資産	56,902,201	22,892,878	34,009,323
現金預金	53,828,516	21,284,630	32,543,886
未収補助金	3,051,045	1,585,608	1,465,437
前払金	22,640	22,640	0
固定資産	345,145,142	356,911,200	△ 11,766,058
基本財産	217,571,859	219,759,656	△ 2,187,797
土地建物	138,804,362	138,804,362	0
減価償却累計額	78,767,497	101,581,320	△ 22,813,823
	0	△ 20,626,026	20,626,026
その他の固定資産	127,573,283	137,151,544	△ 9,578,261
建物構築物	102,266,468	141,065,938	△ 38,799,470
車両運搬具	6,900,481	12,322,350	△ 5,421,869
器具及び備品	85,791	4,109,356	△ 4,023,565
減価償却累計額	4,861,556	20,417,147	△ 15,555,591
退職給付引当資産	0	△ 55,311,264	55,311,264
差入保証金	12,458,987	13,548,017	△ 1,089,030
	1,000,000	1,000,000	0
資産の部合計	402,047,343	379,804,078	22,243,265
負 債 の 部			
流動負債	2,512,997	5,190,785	△ 2,677,788
事業未払金	252,059	1,001,904	△ 749,845
1年以内返済予定設備資金借入金	1,412,000	3,296,000	△ 1,884,000
預り金	848,938	892,881	△ 43,943
固定負債	31,938,987	37,456,017	△ 5,517,030
設備資金借入金	19,480,000	20,052,000	△ 572,000
長期運営資金借入金	0	3,856,000	△ 3,856,000
退職給付引当金	12,458,987	13,548,017	△ 1,089,030
負債の部合計	34,451,984	42,646,802	△ 8,194,818
純 資 産 の 部			
基本金	139,981,265	139,981,265	0
基金	139,981,265	139,981,265	0
国庫補助金等特別積立金	69,461,667	73,461,667	△ 4,000,000
国庫補助金等特別積立金	69,461,667	73,461,667	△ 4,000,000
次期繰越活動増減差額	158,152,427	123,714,344	34,438,083
(うち当期活動増減差額)	34,438,083	18,828,112	15,609,971
純資産の部合計	367,595,359	337,157,276	30,438,083
負債及び純資産の部合計	402,047,343	379,804,078	22,243,265

# 資金収支計算書

(自) 平成27年 4月 1日 (至) 平成28年 3月31日

社会福祉法人叡徳福祉会

(単位：円)

勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
<b>事業活動による収支</b>			
<b>収入</b>			
保 育 事 業 収 入	[ 184,740,000]	[ 194,298,074]	[△ 9,558,074]
保 育 所 託 運 営 費 収 入	( 126,000,000)	( 146,972,490)	(△ 20,972,490)
私 的 契 約 の 利 用 料 収 入	126,000,000	146,972,490	△ 20,972,490
そ の 他 の 事 業 補 給 金 収 入	0	6,717,237	△ 6,717,237
事 業 費 補 給 金 収 入	( 58,740,000)	( 40,608,347)	(△ 18,131,653)
運 営 費 補 給 金 収 入	60,000	60,393	△ 393
産 休 休 業 費 補 給 金 収 入	39,000,000	25,877,454	△ 13,122,546
延 障 害 保 護 費 補 給 金 収 入	1,110,000	259,000	△ 851,000
保 障 費 補 給 金 収 入	6,400,000	1,344,460	△ 5,055,540
貸 付 金 収 入	10,300,000	10,414,800	△ 114,800
実 償 補 給 金 収 入	520,000	0	△ 520,000
借 入 金 収 入	1,350,000	1,350,000	0
借 入 金 収 入	0	24,670	△ 24,670
借 入 金 収 入	0	750,880	△ 750,880
借 入 金 収 入	0	526,690	△ 526,690
借 入 金 収 入	[ 950,480]	[ 0]	[△ 950,480]
借 入 金 収 入	[ 1,000]	[ 58]	[△ 942]
借 入 金 収 入	[ 0]	[ 9,188,676]	[△ 9,188,676]
借 入 金 収 入	[ 0]	[ 1,667,088]	[△ 1,667,088]
借 入 金 収 入	[ 0]	[ 7,521,588]	[△ 7,521,588]
<b>事業活動収入計(1)</b>	<b>185,691,480</b>	<b>203,486,808</b>	<b>△ 17,795,328</b>
<b>支出</b>			
人 員 費 支 出	[ 140,600,000]	[ 130,051,523]	[△ 10,548,477]
職 員 給 賞 員 料 支 出	86,000,000	78,026,201	△ 7,973,799
非 常 勤 職 員 給 付 支 出	23,000,000	21,569,592	△ 1,430,408
退 職 給 付 支 出	13,000,000	7,540,615	△ 5,459,385
法 定 業 務 費 支 出	1,600,000	7,020,270	△ 5,420,270
事 業 費 支 出	17,000,000	15,894,845	△ 1,105,155
給 保 健 衛 費 支 出	[ 20,050,000]	[ 15,682,713]	[△ 4,367,287]
保 育 食 衛 費 支 出	8,600,000	8,100,943	△ 499,057
保 育 健 育 材 費 支 出	2,300,000	889,180	△ 1,410,820
水 道 器 具 費 支 出	1,700,000	1,542,134	△ 157,866
消 耗 器 具 費 支 出	2,900,000	2,852,516	△ 47,484
保 修 費 支 出	1,050,000	420,097	△ 629,903
雑 費 支 出	0	110,200	△ 110,200
事 業 費 支 出	3,500,000	1,767,643	△ 1,732,357
福 利 厚 給 費 支 出	[ 19,280,000]	[ 15,462,525]	[△ 3,817,475]
旅 行 交 通 費 支 出	870,000	649,846	△ 220,154
事 務 消 耗 品 費 支 出	770,000	536,816	△ 233,184
修 繕 費 支 出	760,000	220,937	△ 539,063
通 信 運 送 費 支 出	2,500,000	626,520	△ 1,873,480
手 続 費 支 出	680,000	655,180	△ 24,820
保 賃 租 借 料 支 出	3,500,000	4,132,360	△ 632,360
租 借 料 支 出	0	147,960	△ 147,960
保 險 費 支 出	0	827,895	△ 827,895
租 借 料 支 出	5,800,000	5,808,566	△ 8,566
租 借 料 支 出	0	4,000	△ 4,000
租 借 料 支 出	100,000	128,520	△ 28,520
租 借 料 支 出	600,000	368,850	△ 231,150
租 借 料 支 出	3,700,000	1,355,075	△ 2,344,925
支 払 利 息 支 出	[ 0]	[ 283,036]	[△ 283,036]
<b>事業活動支出計(2)</b>	<b>179,930,000</b>	<b>161,479,797</b>	<b>△ 18,450,203</b>
<b>事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)</b>	<b>5,761,480</b>	<b>42,007,011</b>	<b>△ 36,245,531</b>
<b>施設整備等による収支</b>			
<b>収入</b>			
<b>施設整備等収入計(4)</b>			
	0	0	0
<b>支出</b>			
設 備 資 金 借 入 金 元 金 償 還 支 出	[ 1,412,000]	[ 1,832,000]	[△ 420,000]
固 定 資 産 取 得 支 出	[ 0]	[ 3,207,600]	[△ 3,207,600]
建 物 取 得 支 出	0	3,207,600	△ 3,207,600
<b>施設整備等支出計(5)</b>	<b>1,412,000</b>	<b>5,039,600</b>	<b>△ 3,627,600</b>
<b>施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)</b>	<b>△ 1,412,000</b>	<b>△ 5,039,600</b>	<b>△ 3,627,600</b>
<b>その他の活動による収支</b>			
<b>収入</b>			
積 立 資 産 取 崩 収 入	[ 0]	[ 2,315,700]	[△ 2,315,700]
退 職 給 付 引 当 資 産 取 崩 収 入	0	2,315,700	△ 2,315,700
<b>その他の活動収入計(7)</b>	<b>0</b>	<b>2,315,700</b>	<b>△ 2,315,700</b>
<b>支出</b>			
長 期 運 営 資 金 借 入 金 元 金 償 還 支 出	[ 0]	[ 4,480,000]	[△ 4,480,000]

その他の活動支出計(8)	0	4,480,000	△	4,480,000
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	△ 2,164,300		2,164,300
予備費支出(10)	[ 0]	-----		[ 0]
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	4,349,480	34,803,111	△	30,453,631
前期末支払資金残高(12)	[ 0]	[ 20,998,093]	[△]	[ 20,998,093]
当期末支払資金残高(11)+(12)	4,349,480	55,801,204	△	51,451,724

# 事業活動計算書

(自) 平成27年 4月 1日 (至) 平成28年 3月31日

社会福祉法人観徳福祉会

(単位：円)

勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
<b>サービス活動増減の部</b>			
<b>収益</b>			
収入	[ 194,298,074]	[ 201,819,829]	[△ 7,521,755]
入益	146,972,490	126,162,540	20,809,950
補助金	6,717,237	15,790,459	△ 9,073,222
補助金	( 40,608,347)	( 60,818,313)	(△ 20,209,966)
補助金	526,690	519,000	7,690
補助金	0	660,000	△ 660,000
補助金	23,523,354	39,185,464	△ 15,662,110
補助金	10,414,800	10,363,200	51,600
補助金	0	160,650	△ 160,650
補助金	1,344,460	6,433,560	△ 5,089,100
補助金	60,393	56,956	3,437
補助金	259,000	1,110,000	△ 851,000
補助金	750,880	951,483	△ 200,603
補助金	1,350,000	1,350,000	0
補助金	1,599,300	28,000	1,571,300
補助金	754,800	0	754,800
補助金	24,670	0	24,670
補助金	[ 8,099,646]	[ 3,338,308]	[ 4,761,338]
補助金	1,667,088	0	1,667,088
補助金	6,432,558	3,338,308	3,094,250
サービス活動収益計(1)	202,397,720	205,158,137	△ 2,760,417
<b>費用</b>			
人件費	[ 127,735,823]	[ 141,195,284]	[△ 13,459,461]
給与	( 78,026,201)	( 86,640,897)	(△ 8,614,696)
手当	61,465,100	63,339,630	△ 1,874,530
手当	1,061,800	1,297,956	△ 236,156
手当	580,800	520,800	60,000
手当	571,680	552,000	19,680
手当	6,119,178	7,332,974	△ 1,213,796
手当	1,661,200	1,747,000	△ 85,800
手当	1,544,523	5,910,637	△ 4,366,114
手当	2,797,400	3,240,000	△ 442,600
手当	2,074,520	2,459,900	△ 385,380
手当	150,000	240,000	△ 90,000
賞与	21,569,592	23,391,426	△ 1,821,834
賞与	7,540,615	12,901,836	△ 5,361,221
賞与	4,704,570	1,227,910	3,476,660
賞与	[ 15,894,845]	[ 17,033,215]	[△ 1,138,370]
賞与	8,100,943	8,604,453	△ 503,510
賞与	889,180	2,260,491	△ 1,371,311
賞与	1,542,134	1,715,154	△ 173,020
賞与	2,852,516	2,903,940	△ 51,424
賞与	420,097	1,046,193	△ 626,096
賞与	110,200	0	110,200
賞与	1,767,643	3,527,317	△ 1,759,674
賞与	[ 15,462,525]	[ 20,369,953]	[△ 4,907,428]
賞与	649,846	872,219	△ 222,373
賞与	536,816	776,623	△ 239,807
賞与	220,937	760,620	△ 539,683
賞与	626,520	2,568,286	△ 1,941,766
賞与	655,180	675,414	△ 20,234
賞与	4,132,360	3,528,585	603,775
賞与	147,960	167,818	△ 19,858
賞与	827,895	850,325	△ 22,430
賞与	5,808,566	5,784,881	23,685
賞与	4,000	4,000	0
賞与	128,520	103,680	24,840
賞与	368,850	596,310	△ 227,460
賞与	1,355,075	3,681,192	△ 2,326,117
賞与	0	260,299	△ 260,299
賞与	[ 13,884,628]	[ 13,504,715]	[ 379,913]
賞与	[△ 4,000,000]	[△ 4,000,000]	[ 0]
サービス活動費用計(2)	168,765,689	191,127,500	△ 22,361,811
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	33,632,031	14,030,637	19,601,394
<b>サービス活動外増減の部</b>			
<b>収益</b>			
借入金利息	[ 0]	[ 950,480]	[△ 950,480]
受取利息	[ 58]	[ 1,003]	[△ 945]
その他のサービス活動外収益	[ 1,089,030]	[ 0]	[ 1,089,030]
雑収	1,089,030	0	1,089,030

サービス活動外収益計(4)	1,089,088	951,483	137,605
費用			
支 払 利 息	[ 283,036]	[ 303,075]	[△ 20,039]
サービス活動外費用計(5)	283,036	303,075	△ 20,039
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	806,052	648,408	157,644
経常増減差額(7)=(3)+(6)	34,438,083	14,679,045	19,759,038
特別増減の部			
収益			
拠 点 区 分 間 繰 入 金 収 益	[ 0]	[ 4,149,067]	[△ 4,149,067]
特別収益計(8)	0	4,149,067	△ 4,149,067
費用			
特別費用計(9)	0	0	0
特別増減差額(10)=(8)-(9)	0	4,149,067	△ 4,149,067
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	34,438,083	18,828,112	15,609,971
繰越活動増減差額の部			
前 期 繰 越 活 動 増 減 差 額(12)	[ 123,714,344]	[ 0]	[ 123,714,344]
当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	158,152,427	18,828,112	139,324,315
基 本 金 取 崩 額(14)	[ 0]	[ 0]	[ 0]
そ の 他 の 積 立 金 取 崩 額(15)	[ 0]	[ 0]	[ 0]
そ の 他 の 積 立 金 積 立 額(16)	[ 0]	[ 0]	[ 0]
次期繰越活動増減差額 (17)=(13)+(14)+(15)-(16)	158,152,427	18,828,112	139,324,315

# 社会福祉法人 叡徳福社会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

### 第二種 社会福祉事業

保育所 あけぼの保育園の経営

### (名称)

第2条 この社会福祉法人は、社会福祉法人叡徳福社会という。

### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を愛知県名古屋市中区天塚町一丁目28番地に置く。

## 第2章 役員及び職員

### (役員の定数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1)理事 6名

(2)監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員の選任にあたっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えては含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることできる。
- 3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第7条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第8条 役員報酬については、職務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することできる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 8 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、

順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び名古屋市長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

### 第3章 資産及び会計

(資産の区分)

第13条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1)名古屋市西区天塚町一丁目28番所在のあけぼの保育園

敷地 1筆 (277.68㎡)

(2)名古屋市西区天塚町一丁目28番地所在の鉄筋コンクリート・木造陸屋根合金メッキ鋼板ぶき5階建

あけぼの保育園

園舎 1棟 (437.74㎡)

(3)名古屋市西区天塚町一丁目26番所在のあけぼの保育園

敷地 1筆 (165.28㎡)

(4)名古屋市西区天塚町一丁目26番地、27番地所在の鉄骨造陸屋根3階建

あけぼの保育園

園舎 1棟 (296.87㎡)

- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため必要な手続をとら

なければならない。

(基本財産の処分)

第14条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、名古屋市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、名古屋市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保にする場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第15条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事会が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第16条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第17条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第18条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、法人事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第19条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第20条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第21条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

#### 第4章 解散及び合併

(解散)

第22条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第23条 解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第24条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、名古屋市長の認可を受けなければならない。

#### 第5章 定款の変更

(定款の変更)

第25条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、名古屋市長の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を名古屋市長に届け出なければならない。

#### 第6章 公告の方法その他

(公告の方法)

第26条 この法人の公告は、社会福祉法人叡徳福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第27条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。